

地域の自主性・自立性向上のための 地方行財政制度のあり方に関する調査研究

平成 24 年 3 月

財団法人 地方自治研究機構

地域の自主性・自立性向上のための 地方行財政制度のあり方に関する調査研究

平成 24 年 3 月

財団法人 地方自治研究機構

はじめに

先の東日本大震災において被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

近年、少子高齢化や景気低迷による厳しい財政事情等、地方公共団体を取り巻く環境は厳しさを増しています。そのような中で地方公共団体は地域産業の活性化、地域コミュニティの活性化、観光振興、行財政改革等の複雑多様化する課題に対応していかなくてはなりません。また、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ主体的に取り組むとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことが重要となってきました。

このため、当機構では、地方公共団体が直面している諸課題を多角的・総合的に解決するため、地方公共団体と共同して課題を取り上げ、全国的な視点と個々の地方公共団体の地域の実情に即した視点の双方から問題を分析し、その解決方策の研究を実施しています。

本年度は4つのテーマを具体的に設定しており、本報告書は、このうちの一つの成果を取りまとめたものです。

少子高齢化の進行をはじめとして社会経済状況が大きく変化する中、社会保障制度を根本的に改革する必要性から、政府は必要な財源を確保するための消費税を含む税制抜本改革の基本方針を示すべく議論を進めてきました。そして、平成23年6月に「社会保障・税一体改革成案」を、さらにその内容を具現化した「社会保障・税一体改革素案」を平成24年1月にそれぞれ決定し、「社会保障・税一体改革大綱」を平成24年2月に閣議決定しました。

その一方で、平成23年3月に発生した東日本大震災を乗り越えて復興を実現し、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことできる経済社会を構築するため、被災者及び被災した地方公共団体の意向等を踏まえ、各府省が一体となって復興施策に取り組んでいます。

これらの観点から、本調査研究では、「東日本大震災からの復興と地方財政」及び「社会保障制度をめぐる動向と課題」を中心に、具体的事例を紹介した上で、地域の自主性・自立性向上のための地方行財政制度のあり方を考察し、その考え方を整理したものです。

本研究の企画及び実施にあたっては、研究委員会の委員長及び委員をはじめ、関係者の方々から多くのご指導とご協力をいただきました。

また、本研究は、ポートレースの交付金による日本財団の助成金を受けて、総務省自治財政局調整課と当機構が共同で行ったものです。ここに謝意を表する次第です。

本報告書が広く地方公共団体の施策展開の一助となれば幸いです。

平成24年3月

財団法人 地方自治研究機構
理事長 佐野 徹治

目次

研究概要	3
第1部 東日本大震災からの復興と地方財政	5
第1章 震災復興の税財政上の措置	7
第2章 東日本大震災からの復興	27
第3章 震災復興に係る財政フレームについて	55
第2部 社会保障制度をめぐる動向と課題	75
第1章 社会保障・税一体改革について	77
第2章 税・社会保障・地方分権 - いくつかの論点 -	93
第3章 さいたま市国民健康保険の現状と課題	101
第4章 社会保障分野の地方単独事業の実態調査の状況	137
第3部 今年度の研究のまとめ	149
資料編	169
社会保障・税一体改革素案について	171
委員名簿等	199

研究概要

研究概要

1 本調査研究の趣旨

平成12年4月の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）施行以来、地方分権の推進に向けて、国と地方の在り方をめぐるさまざまな議論がなされてきた。平成21年8月の衆議院総選挙の結果、政権交代が行われ、地域主権改革が新政権の一丁目一番地の改革とされ、基礎的自治体への権限移譲、ひも付き補助金の一括交付金化、出先機関の原則廃止、地方税財源の充実確保等の各種改革に取り組むこととなり、地域主権戦略大綱が閣議決定され、地域主権改革の基本方針やその工程が示された。

また、急速な少子高齢化社会の進行をはじめとして社会経済状況が大きく変化する中、平成22年6月に発足した菅政権では、所信表明演説において、「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」の一体的実現を、政治の強いリーダーシップで実現していく決意を表明した。その後、平成22年10月以降社会保障改革の全体像とともに、必要な財源を確保するための消費税を含む税制抜本改革の基本方針を示すべく議論が進められてきた。

一方、平成23年3月東日本大震災が発生し、東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらしたことから、被災地域における社会経済の再生及び生活の再建と活力ある日本の再生のため、国の総力を挙げて、震災からの復旧、そして将来を見据えた復興へと取組みを進めていくこととなった。

このような背景から、本年度は、「東日本大震災からの復興と社会保障・税一体改革」という研究テーマを設けて、具体事例を紹介した上で、学識経験者（委員等）からの発表や地方公共団体からの意見聴取を実施し、その考え方を整理したものである。

なお、本研究会では、委員長のご発案で委員の役職や肩書きに関係なく、個人的見解を基に自由闊達に議論するという運営を行っており、本報告書も委員会でのこの自由な議論の結果を出来るだけ尊重し、反映した形でまとめるよう努力している。

2 本報告書の構成

本報告書では、今年度の研究テーマである「東日本大震災からの復興と社会保障・税一体改革」を中心に考察する。

まず、第1部では、「東日本大震災からの復興と地方財政」として、第1章で「震災復興の税財政上の措置」、第2章で「東日本大震災からの復興」、第3章で「震災復興に係る財政フレームについて」、それぞれ解説及び紹介を行っている。

次に、第2部では、「社会保障制度をめぐる動向と課題」として、第1章で「社会保障・税一体改革」、第2章で「税・社会保障・社会分権 - いくつかの論点 -」、第3章で「さいたま市国民健康保険の現状と課題」、第4章で「社会保障分野の地方単独事業の実態調査の状況」について解説及び紹介を行っている。

最後に第3部では、「今年度の研究のまとめ」として「社会保障・税一体改革における地方消費税率のあり方について - 「素案」決定までの経緯を振り返る - 」について解説及び紹介を行っている。

第1部 東日本大震災からの復興と地方財政

第1章 震災復興の税財政上の措置

池田 達雄（総務省大臣官房参事官）



震災復興の税財政上の措置

平成23年7月20日

〈東日本大震災の被害状況〉

阪神・淡路大震災と東日本大震災の被害状況比較

(平成23年7月14日現在)

区分	阪神・淡路	東日本
避難者	約32万人(1/23)※ピーク	約11万人 約56万人(3/15)※ピーク
死者	6,434人	16,011人 ※行方不明5,242人
全壊	約10万棟	108,544棟
半壊	約15万棟	120,013棟
火災件数	182件	288件
停電戸数	260万戸数※ピーク	840万戸※ピーク
被災地の毀損額	約9.6兆円～約9.9兆円	約16兆円～約25兆円

※東日本大震災は消防庁、内閣府調べ。確認中のものが多数あり、今後増加の見込み。

<災害救助・応急対策段階での対応>

被災者の受け入れに要する経費の負担と財政措置

項目	内容	費用支弁者	現行の財政措置								
災害救助費 (災害救助法)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の設置(ホテル等の借上げ含む)注1 ・応急仮設住宅供与 ・炊出し等食料品、飲料水の供与 ・被服等生活必需品、学用品の給与等 ・被災住宅の応急修理 ・医療、助産 ・埋葬、死体処理 ・輸送費 注2 ・事務費(時間外勤務・旅費) (災害救助法第23条で上記を列挙) ※補助基準の弾力化、概算交付の簡素化について、3月19日に厚生労働省が通知済み	被災都道府県 注3 (災害救助法適用都道府県) ※ 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野、東京 (新潟、長野は3/12の長野県北部の地震関連。東京都は3/11の帰宅困難者対応)	①国負担(災害救助法第36条) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>都道府県支弁額/標準税収入</th> <th>国負担</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2/100以下の部分</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>2/100超4/100以下の部分</td> <td>8/10</td> </tr> <tr> <td>4/100超の部分</td> <td>9/10</td> </tr> </tbody> </table> ※22年度標準税収入 岩手県1,053億円、宮城県2,165億円、福島県1,842億円 ②地方負担 災害対策債発行(災害対策基本法第102条) ※充当率100% 元利償還金の95%を交付税措置	都道府県支弁額/標準税収入	国負担	2/100以下の部分	1/2	2/100超4/100以下の部分	8/10	4/100超の部分	9/10
都道府県支弁額/標準税収入	国負担										
2/100以下の部分	1/2										
2/100超4/100以下の部分	8/10										
4/100超の部分	9/10										
その他 (災害救助法の対象としない経費)	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ施設の修繕 ・被災県からの要請がなく、任意に避難者を受け入れた場合の経費など 	受入れた地方団体	①国負担 なし ②地方負担 阪神・淡路大震災における措置(受け入れた被災者の延べ滞在日数に4,000円を乗じた額の範囲内で措置)及び関係地方団体の実情を踏まえた所要の特別交付税措置 (3月18日に通知済み)								

注1 平成16年の新潟県中越地震の際には1人1日5,000円(食事込)の基準を設定した。

注2 避難者の避難先への移動に係る経費は、被災県知事が厚生労働大臣と協議して同意が得られれば、輸送費として災害救助費の対象になる。

注3 被災県からの要請を受け、他の都道府県が災害救助法が適用された市町村から避難者を受け入れて費用を支弁した場合、当該都道府県が被災都県に対し求償することが可能(災害救助法第35条)

災害廃棄物処理事業の特例措置(比較表)

	通常	阪神・淡路大震災	東日本大震災
国庫補助率	1/2	1/2	対象市町村の標準税収入(※)に対する事業費の割合に応じ、次により補助 <ul style="list-style-type: none"> ・ 10/100以下の部分 — 50/100 ・ 10/100を超え20/100以下の部分 — 80/100 ・ 20/100を超える部分 — 90/100
地方財政措置	地方負担分の80%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の95%について交付税措置	地方負担分の全額について、災害対策債により対処することとし、その元利償還金の100%について交付税措置

※ 標準税収入とは、地方税法に定める法定普通税を、標準税率をもって算定した収入見込額をいう。

- ・ 法定普通税: 普通税(その収入の使途を特定せず、一般経費に充てるために課される税)のうち、地方税法により税目が法定されているもの。現在の市町村の法定普通税には、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税がある。

東日本大震災による被災団体等へのこれまでの財政措置

3月22日（火） 平成22年度3月分特別交付税の交付 759億円

4月1日（金） 平成23年度普通交付税の4月概算交付及び6月分繰上げ交付
 4月分概算交付 + 6月分繰上げ交付（7割）
 （6,213億円） （3,553億円）
 = 9,767億円

4月8日（金） 平成23年度特別交付税の特例交付 762億円
 ※ 応援団体の経費も対象

6月2日（木） 平成23年度普通交付税の6月概算交付 3,372億円

6月8日（水） 平成23年度普通交付税の9月分繰上げ交付（7割） 4,409億円

特別交付税制度の見直し等について

1. 特別交付税制度の見直し

（1）特別交付税の割合の改正

交付税総額における特別交付税の割合を6%から4%に段階的に引き下げ、その部分を普通交付税に移行。

平成26年度 6% → 5% 1%分を普通交付税に移行

平成27年度 5% → 4% "

※ 政府案 「平成23年度 6% → 5%、平成24年度 5% → 4%」を国会において、上記のとおり修正

（2）特別交付税の額の決定・交付に関する特例の新設

地方団体の財政運営に著しい影響を及ぼすおそれのある大規模災害等の発生時において、12月と3月の定例の決定交付とは別に、その都度、特別交付税の額を決定・交付することができる特例を新設。

2. 事業費補正の廃止等

- | | |
|------------------|-------------------------|
| ① 消防広域化事業 | ・ 告示の期限（H24）後に廃止 |
| ② 地下鉄事業（出資金・補助金） | ・ 廃止 |
| ③ 防災対策事業 | ・ 「特に推進すべき事業」は廃止 |
| ④ 地域活性化事業 | ・ 「合併の円滑化」は廃止 |
| ⑤ 施設整備事業（一般財源化分） | ・ 交付税措置率の段階的な引下げ |
| | ※ 廃止に当たっては、所要の経過措置を講ずる。 |

平成23年度特別交付税の特例交付額の決定

1. 交付額及び対象団体

東日本大震災による被災団体等に対して、地方交付税法第15条第3項の規定に基づく大規模災害等の発生時における交付額の決定等の特例により762億円を交付

(1) 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県及び各県内における災害救助法適用190市町村

(単位:百万円)

区 分	交 付 額
道府県分	30,473
市町村分	39,969
合 計	70,443

※3%応援経費分 143百万円

(2) (1)の被災地域に対して一定以上の応援を行った地方公共団体

(単位:百万円)

区 分	交 付 額
道府県分	2,723
市町村分	3,063
合 計	5,786

(3) (1)と(2)の合計

(単位:百万円)

区 分	交 付 額
道府県分	33,196
市町村分	43,032
合 計	76,228

(参考) 平成23年度特別交付税総額 1,042,401百万円

2. 算定経費

- | | |
|--|-------|
| ○ 災害対策に係る12月交付分の算定対象経費の一部 | 504億円 |
| ○ 行政機能の維持、子どもや高齢者等の災害弱者に対する福祉サービス、就学支援、救助・消防活動、衛生管理等の被災者支援に係る応急対応経費等 | 199億円 |
| ○ 被災地域の応援に要した経費 | 59億円 |

3. 交付日等

4月8日(金) 特例交付額決定、閣議報告、現金交付

＜災害復旧対策＞

23年度補正予算の財政需要と財源

(単位:億円)

財政需要		財源	
災害救助等関係経費	4,829	子ども手当上積みの見直し	2,083
〔仮設住宅等の災害救助費、災害援護貸付、生活福祉資金貸付、災害弔慰金等〕		高速道路無料化社会実験の一時凍結	1,000
災害廃棄物処理事業費	3,519	高速道路料金割引(利便増進事業)の見直し	2,500
災害対応公共事業関係費	12,019	年金臨時財源の活用	24,897
〔道路、港湾、下水道、住宅、農地等〕		周辺地域整備資金(エネ特)の活用	500
施設費災害復旧費等	4,160	ODA関連予算の一部縮減	501
〔学校施設、社会福祉施設等〕		国会議員歳費の削減	22
災害関連融資関係経費	6,407	公共事業直轄負担金	551
地方交付税交付金(特別交付税)	1,200	経済予備費による調整	8,100
その他東日本大震災関係経費	8,018		
〔緊急雇用支援、自衛隊活動費、医療保険減免等〕			
合 計	40,153	合 計	40,153

23年度補正予算(第1号)による歳出の追加に伴う地方負担額

(単位:億円)

区分	主な事業	金額			主な地方財政措置
		合計	国費	地方負担	
適債	災害復旧事業	17,086	12,706	4,380	災害復旧事業債 充当率100% 元利償還金の95%を普通交付税措置(公債費方式)
	災害救助事業(仮設住宅等)	4,031	3,626	405	災害対策債 充当率100% 元利償還金の95%を普通交付税措置(公債費方式) (ガレキは、残余の5%を特別交付税措置(計100%))
	災害等廃棄物処理事業(ガレキ)	4,229	3,644	585	
	その他(公立文教施設耐震化、災害関連等)	3,748	2,381	1,368	補正予算債 充当率100% 元利償還金の80%を普通交付税措置(公債費方式) (残余の20%を単位費用措置)
	小計	29,095	22,357	6,738	
非適債	災害弔慰金等負担金	970	485	485	特別交付税措置等
	その他(養殖施設復旧支援対策事業等)	442	367	75	
	小計	1,412	852	560	
合 計		30,507	23,209	7,298	

災害復旧における国庫補助負担率のかさ上げ等について

1. 阪神・淡路大震災の際の特例措置

(1) 「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(阪神・淡路大震災特別財政援助法)に基づく措置

対象施設	災害復旧事業に対する通常の国庫補助負担率	特別財政援助法の場合
公共土木施設: 街路(※)、排水施設、改良住宅等	—	8/10
工業用水道施設	—	
上水道、簡易水道等施設	1/2	
一般廃棄物の処理施設	1/2	
交通安全施設	1/2	
警察施設	1/2	2/3
消防施設	—	
社会福祉施設(老人デイサービスセンター等)	1/2	
公立火葬場	1/2	
公立と畜場	1/2	
中央卸売市場	—	1/2
公的医療機関(公立病院)	1/2	
公的医療機関(公立病院以外)	1/2	
商店街振興組合等の共同施設	—	
神戸埠頭公社の管理する施設	—	

※ 街路は、未供用のものに限る。

(2) 阪神・淡路大震災特別財政援助法に規定されていないその他の助成措置

- ・ 専修学校及び外国人学校 : 1/2
- ・ 職業能力開発校 : 2/3
- ・ 地方卸売市場 : 1/2
- ・ 老健施設等 : 1/2
- ・ 阪神高速道路 : 8/10(兵庫県、神戸市)、2/3(大阪府、大阪市)
- ・ 民間鉄道 : 1/4+低利貸付

2. 東日本大震災の際の特例措置

(1) 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(東日本大震災特別財政援助法)に基づく措置

対象施設	災害復旧事業に対する通常の国庫補助負担率	特別財政援助法の場合
公共土木施設: 街路(※)、排水施設、改良住宅等	—	事業費合計額の標準税収入の割合に応じて、8/10~9/10にかさ上げ
工業用水道施設	—	
上水道、簡易水道等施設	1/2	
一般廃棄物の処理施設	1/2	
交通安全施設	1/2	
農産排水施設(農業、漁業、林業)	1/2	2/3
仮守倉	—	
警察施設	1/2	
消防施設	—	
社会福祉施設(認知症グループホーム、小規模多機能型居宅介護、地域包括支援センター、障害者サービス等追加)	1/2	
公立火葬場	1/2	
公立と畜場	1/2	
保健所	1/2	
中央卸売市場	—	
公的医療機関(公立病院)	1/2	
公的医療機関(公立病院以外)	1/2	
介護老人保健施設	1/3	
空港施設	8/10	
空港ターミナル	—	
宮城農工センター埠頭公社の管理する施設(仮置施設、荷さばき施設、旅客施設等)	—	
災害産業物処理	1/2	

※ 街路は、未供用のものに限る。

(2) 東日本大震災特別財政援助法に規定されないその他の助成措置

- ・ 専修学校及び外国人学校 : 1/2
- ・ 職業能力開発校 : 2/3
- ・ 地方卸売市場 : 1/2
- ・ 児童相談所、婦人相談所等 : 2/3
- ・ 市町村保健センター等 : 1/2
- ・ 除塩(津波被害地域) : 9/10
- ・ 農地区画整理(津波被害地域) : 5/10~9.5/10
- ・ 水産施設(漁船、定置網) : 1/3
- ・ 漁場復旧対策支援事業 : 8/10

災害復旧における国庫補助負担率のかさ上げ等について

1. 主な激甚災害法の対象となる災害復旧事業(恒久措置)

対象施設等	災害復旧事業に対する通常の国庫補助負担率	激甚災害の場合	
公共土木施設: 道路、港湾、漁港、下水道、公園、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設	6/10~8/10程度	7/10~9/10程度 対象となる事業に係る地方負担合計額の標準税収入に対する割合に応じて、2/3~10/10を段階的に適用	
公立学校施設	2/3		
公営住宅	1/2		
生活保護施設、養老老人ホーム、特別養護老人ホーム、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、婦人保護施設、産後指定医療機関	1/2		
児童福祉施設	1/3~1/2		
感染症予防	1/3~1/2		
地積土砂排除	1/2		
湛水抑除	—		
事業協同組合等施設	—		
公立社会教育施設	—		
私立学校施設	—		
災害公営住宅	2/3		
農地・農林水産施設等	農地		被害農業者当たりの災害復旧事業費に応じて、1/2~9/10を段階的に適用
	農業用施設(かんがい排水施設、農道等)		被害農業者当たりの災害復旧事業費に応じて、6.5/10~10/10を段階的に適用
	湛水排除(土地改良区施行)		—
	倉庫、加工施設、市場、製種施設等(農協、森林組合、漁協所有)	2/10	
	種畜生産施設等(自治体所有)	2/10	
	沿岸漁場施設(消波施設、堤防等)	漁業世帯当たりの災害復旧事業費に応じて、6.5/10~10/10を段階的に適用	
	漁港(漁協管理)		
	仮置施設(個人所有)	—	
	共同利用小型漁船の施設	—	
	林道	被害延長1m当たりの災害復旧事業費に応じて、5/10~10/10を段階的に適用	
森林	—		
地積土砂排除事業(森林組合施行)	—		

23年度補正予算（第1号）における特別交付税1,200億円増額

- 特別交付税の4月特例交付分を含め、補正予算に係る災害弔慰金の地方負担額、当面の応急対応経費・応援経費など、多額の経費が見込まれることから、特別交付税を1,200億円増額する。

（特別な財政需要）	（4月特例交付）	
災害弔慰金の地方負担額	490億円	（422億円）
行政機能の維持や被災者支援に係る当面の応急対応経費等	280億円	（281億円）
応援団体経費	430億円	（ 59億円）
計	1,200億円	（762億円）

（参考）

引き下げの延長

5%→6% 8,687億円→10,424億円(+1,737億円) 対前年度比 +286億円(+2.8%)
 (対前年度補正後比 +106億円(+1.0%))

平成23年度補正予算（第2号）フレーム

（単位：億円）

歳 出		歳 入	
1. 原子力損害賠償法等関係経費	2,754	前年度剰余金受入	19,988
（1）原子力損害賠償法関係経費	2,474	（1）財政法第6条剰余金	14,533
（2）原子力損害賠償支援機構法（仮称） 関係経費	280	（2）地方交付税交付金財源	5,455
2. 被災者支援関係経費	3,774		
（1）二重債務問題対策関係経費	774		
（2）被災者生活再建支援金補助金	3,000		
3. 東日本大震災復興対策本部 運営経費	5		
4. 東日本大震災復旧・復興予 備費	8,000		
5. 地方交付税交付金	5,455		
合 計	19,988	合 計	19,988

（注1）このほか、予算総則において、原子力損害賠償支援機構法（仮称）に基づき、原子力損害賠償支援機構（仮称）に資金拠出するための交付国債の発行限度額2兆円を設定するとともに、政府保証枠2兆円を設定。

（注2）前年度剰余金の処理のため、要特例法。

（注3）計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。

改正された被災者生活再建支援制度の概要

1. 制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、
5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)

2. 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

3. 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる

(※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- ① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊 (2. ①に該当)	解体 (2. ②に該当)	長期避難 (2. ③に該当)	大規模半壊 (2. ④に該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- ② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

4. 支援金の支給申請

- (申請窓口) 市町村
- (申請時の添付書面) ①基礎支援金: 被災証明書、住民票 等
②加算支援金: 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- (申請期間) ①基礎支援金: 災害発生日から13月以内
②加算支援金: 災害発生日から37月以内

5. 基金と国の補助

- 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。(基金の拠出額:600億円)
- 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。

※ 発災前の基金残高: 538億円

【震災関連】税制上の取扱いに関する主な通知の概要

3月14日に発出した通知

「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税、使用料、手数料等の減免措置等について」
(平成23年3月14日総務省自治財政局長・自治税務局長通知)

- 地方税等の減免等についての適切な運営を依頼。
- 激甚災害への指定に伴い、減免額が歳入欠かん債の対象となる旨を通知。
- 国税に関する期限の延長に係る地域指定について通知。

3月25日に発出した通知

「平成23年東北地方太平洋沖地震に係る義援金等に係る「ふるさと寄附金」の取扱いについて」
(平成23年3月25日総務省自治税務局市町村税課長通知)

- 被災者又は被災団体の救援を目的として募金活動を行う団体に対する義援金等について、「ふるさと寄附金」に係る控除の適用を受ける場合の取扱いについて通知。

3月28日に発出した通知

「平成23年東北地方太平洋沖地震による被災者に対する地方税の減免措置等の取扱いについて」
(平成23年3月28日総務省自治税務局長通知)

<主な内容>

I 共通事項

- 地方税における期限の延長の取扱い
 - ・ 当面は、少なくとも5月末まで延長することが適当であること。
 - ・ 地方団体の判断により、被害状況等に応じて、以下の取扱いも可能。
 - ・ 都道府県・市町村の一部の地域のみを対象とすること。
 - ・ 一部の地域について異なる期限を定めること。
- 地方税の減免について被災地域の納税義務者の状況等に配慮するために取りうる対応例
〔税額通知を延期した上で、減免の手続きをとり、納税通知書の交付と同時に減免を行う。〕
- 減免を行った場合の財政措置
 - ・ 今回の災害について地方税の減免を行う場合については歳入欠かん債の対象となること。
 - ・ 歳入欠かん債を充てることができる税目について、普通税に加え、事業所税・都市計画税を追加。

II 道府県税関係

1 法人住民税・法人事業税

- 法人住民税・法人事業税について、減免が法令上可能であること。

2 軽油引取税

- 特別徴収義務者が軽油引取税を受け取れなかった場合について、適切な対応を依頼。

3 自動車税

- 震災により滅失した自動車は課税客体から除外されること。

Ⅲ 市町村税関係

1 個人住民税

- 納期限延長にあたり、納期限の延長に係る給与からの特別徴収は当面、実施する必要がない旨特別徴収義務者に周知することが適切と考えられること。
- 平成23年4月に支払われる公的年金からの特別徴収はシステム上停止できないが、平成23年6月以降に支払われる公的年金からの特別徴収を、市町村内のすべての特別徴収対象者について、一括して停止することが可能となること。

2 固定資産税・都市計画税

- 地震による被害が特に甚大な地域における、平成23年度分の固定資産税等の取扱いや平成24年度の評価替えの取扱いについては、現在検討中であり、今後あらためて通知すること。

3 軽自動車税

- 震災により滅失した軽自動車等は課税客体から除外されること。

東日本大震災への税制上の対応（地方税・第一弾）

- ◎は阪神・淡路大震災時にはなかったもの
- は阪神・淡路大震災時の対応を拡充したもの

今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるもの等について、緊急の対応として、以下の措置を講ずる。

なお、以下の緊急対応に加え、全体の復興支援策の中で税制で対応すべき施策等については、後日とりまとめる。

【個人住民税】

- 1. 雑損控除の特例
 - ① 住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度住民税での適用を可能とする。
 - ② 繰越し可能期間を5年とする（現行3年）。
- 2. 被災事業用資産の損失の特例
 - ① 22年分所得の計算上、被災事業用資産の損失の必要経費への算入を可能とする。
（※所得税の措置の自動影響・個人事業税も同様に自動影響）
 - ② 被災事業用資産の損失による純損失について、繰越し可能期間を5年とする（現行3年）。保有資産に占める被災事業用資産の割合が1割以上である場合には、被災事業用資産以外の損失を含めて、現行3年の繰越しが可能な純損失について、繰越し期間を5年とする。
（※個人事業税も同様に措置）
- ◎ 3. 住宅ローン減税の適用の特例
住宅ローン控除の適用住宅が、大震災により滅失等しても、平成25年度分住民税以降の残存期間の継続適用を可能とする。
- 4. 財形住宅・年金貯蓄の非課税
平成23年3月11日から平成24年3月10日までに行われた財形住宅・年金貯蓄の大震災による目的外の払戻しについて、利子等に対する遡及課税を行わないこととする。
（※所得税の措置の自動影響。既に課税されたものについては還付する規定を整備）

【法人事業税・法人住民税】

- ◎ 1. 法人事業税及び法人住民税における減免措置
阪神・淡路大震災時には実施しなかった法人事業税及び法人住民税の災害減免について、地方税法の規定に基づき条例の定めるところにより、適切に対応。
- 2. 申告の期限延長における法人事業税の中間申告納付の省略
法人事業税の中間申告納付に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、中間申告書の提出を不要とする。

<法人税における措置がなされれば自動影響するもの>

- ・被災代替資産等の特別償却
- ・特定の資産の買換えの場合の課税の特例
- ・買換え特例に係る買換資産の取得期間等の延長

【固定資産税・都市計画税】

- ◎ 1. 津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の課税免除
津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分の課税を免除する。
- 2. 被災住宅用地の特例
大震災による災害により滅失・損壊した住宅（被災住宅）の敷地の用に供されていた土地（被災住宅用地）を被災後10年度分については、当該土地を住宅用地とみなす（※）。
※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。
- ◎ 3. 被災代替住宅用地の特例
被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地（被災代替土地）を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなす（※）。
※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。

- 4. 被災代替家屋の特例
大震災による災害により滅失・損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を平成33年3月31日までの間に取得し、又は改築した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額する。
- 5. 被災代替償却資産の特例
大震災による災害により滅失・損壊した償却資産の所有者等が当該償却資産に代わる償却資産を平成28年3月31日までの間に、被災地域において取得し、又は改良した場合には、課税標準を4年度分2分の1とする。

【不動産取得税】

- 1. 被災代替家屋の取得に係る特例
被災家屋の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、被災家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。
- ◎ 2. 被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例
被災代替家屋の敷地の用に供する土地で、被災家屋の敷地の用に供されていた土地（従前の土地）に代わるものを平成33年3月31日までの間に取得した場合には、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

【自動車取得税】

- ◎ 1. 被災代替自動車の取得の非課税
大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）を平成26年3月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税を非課税とする。

【自動車税・軽自動車税】

- ◎ 1. 被災代替自動車に係る自動車税・軽自動車税の非課税
大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税を非課税とする。

【地方消費税】

＜消費税における措置がなされれば自動影響するもの＞

1. 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例
2. 消費税の中間申告書の提出に係る特例

＜通知関係＞

- ① 地方団体に対し、地方税法及び条例等に基づき、地方税に係る期限の延長、減免措置等について適切な取扱いを図るよう通知（3月14日発出）
- ◎ ② 被災者又は被災団体の救援を目的として募金活動を行う団体に対する義援金等について、「ふるさと寄附金」に係る控除の適用を受ける場合の取扱いについて通知（3月25日発出）
- ◎ ③ 地方税における期限の延長や減免措置等の具体的取扱いについて通知（3月28日発出）
 - ・ 期限の延長を行う場合、当面は少なくとも5月31日まで行うことが適当であること
 - ・ 期限の延長、減免措置等を行うにあたっての個別税目に関する留意点（例）
 - ・ 固定資産税の減免
 - ・ 自動車税・軽自動車税の減免 等

＜その他＞

- ◎ 軽油引取税の「トリガー条項」の一時凍結（適用停止）
 軽油引取税に係る「トリガー条項」は、大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

地方税の減収等に対応するための東日本大震災財政援助法における地方債の特例

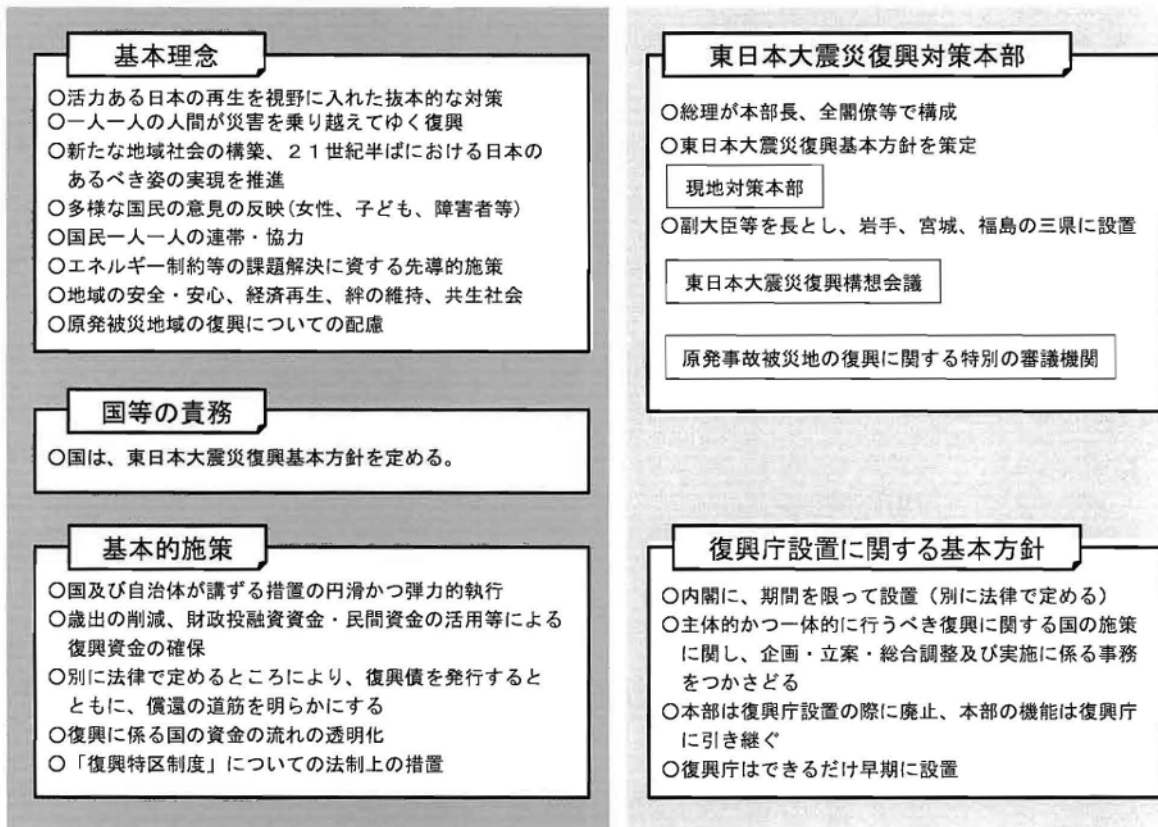
	東日本大震災	阪神・淡路 <small>(阪神・淡路財政援助法第80条)</small>	通常 <small>(災害対策基本法第102条)</small>
財政援助法第8条1項	○平成23年度及び平成24年度以降の政令で定める年度における地財法第5条及び災対法第102条の特例	○平成6年度及び7年度	○災害の発生年度
1号 地方税、使用料、手数料等の災害減免による財政収入の不足	充当率 100% 普通交付税 75% + 財政力等に応じ最大20%特交措置	充当率 100% 特別交付税 80%(県) 75%(市) (H15～ 普通交付税)	充当率 100% 特別交付税 57%
2号 災害救助など	充当率 100% 普通交付税 95% (ガレキについては、特定被災区域内の地方公共団体は、残余の5%特交措置(計100%)) ※災対債を発行できない同区域外の地方公共団体は地方負担額の95%特交措置	充当率 100% 特別交付税 95% (H15～ 普通交付税)	・事業費の4割を特別交付税(ガレキ処理は、地方負担の8割) ・特交措置後の地方負担分に災害対策債 充当率 100% 特別交付税 57%
財政援助法第9条1項 地方税法の改正等による地方税等の減収	○平成23年度における地財法第5条の特例 充当率 100% 普通交付税 100%	—	(減税補てん債 充当率 100% 普通交付税 100%)

※1 阪神・淡路大震災における地方税法の改正等による地方税の減収については、減収補填債等により対応(法人住民税等：減収補填債(充当率100%、普通交付税75%)、住民税：減収補填債(充当率100%、資金手当債))

※2 東日本大震災における法人税の税負担軽減措置に伴う法人住民税等の減収については、

<震災復興に向けて>

東日本大震災復興基本法の概要 (平成23年6月24日公布・施行)



東日本大震災復興構想会議の開催について

東日本大震災 復興構想会議

〔平成23年4月11日
閣議決定〕

1 趣旨

未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの復興に当たっては、被災者、被災地の住民のみならず、今を生きる国民全体が相互扶助と連帯の下でそれぞれの役割を担っていくことが必要不可欠であるとともに、復旧の段階から、単なる復旧ではなく、未来に向けた創造的復興を目指していくことが重要である。このため、被災地の住民に未来への明るい希望と勇気を与え、国民全体が共有でき、豊かで活力ある日本の再生につながる復興構想を早期に取りまとめることが求められている。

このため、有識者からなる東日本大震災復興構想会議（以下「会議」という。）を開催し、復興に向けた指針策定のための復興構想について幅広く議論を行うこととし、会議の議論の結果を、復興に関する指針等に反映させるものとする。

2 構成

- (1) 会議は、震災からの復興に関し識見を有する者により構成し、内閣総理大臣が開催する。
- (2) 会議の議長は、内閣総理大臣が指名する。また、議長を補佐させるため、内閣総理大臣は議長代理を置くことができる。
- (3) 会議は、必要に応じ、部会を開催することができる。部会の構成員は、震災からの復興に関し専門的知識を有する者の中から内閣総理大臣が指名する。
- (4) 部会の部会長は、議長が指名する。
- (5) 内閣総理大臣は、会議に対し必要に応じ助言を行う特別顧問を指名することができる。

3 その他

会議の庶務は、内閣官房において処理する。

任務

未曾有の複合震災にあって、内閣総理大臣の諮問をうけ、復興の方針を取りまとめ答申することが、本会議の任務である。

基本方針

- 1 超党派の、国と国民のための復興会議とする
 - いかなる党派・勢力にも偏することなく英知を集める。
 - 国民的、全世界的な支援の裾がりに示された人々の良心を受けとめ応える。
- 2 被災地主体の復興を基本としつつ、国としての全体計画をつくる
 - 東北の人々のふるさとへの思いは格別強い。それが復興の原点であり、被災自治体が復興の主体である。そのニーズや意向を受け止めつつ、日本社会が共有すべき安全水準に照らし、全体計画をつくる。
- 3 単なる復興でなく、創造的復興を期す
 - もう一度津波にさらわれる家と街の再建に終わってはならない。
 - 高層住宅・学校・病院等を、港や漁業などの拠点は5階建以上の強いビルを、遊覧できる丘の公園を、瓦礫を活用してつくる。
- 4 全国的な支援と負担が不可欠である
 - かつて無い支援の輪（義援金）+公債+震災復興税
 - 自費をやめ、積極的に募り・集りを行って日本社会の活力を高め、支援力を強化する。
- 5 明日の日本への希望となる写真画を描く
 - 安全安心の水準に加え、クリーンエネルギー社会、高齢化社会の福祉をも視野にいたれつくりを。新しい時代の先導モデルを取り入れ、それが全国水準たるべきものとする。（南海・東南海大津波を考えると、日本の全地域の共通の問題である）

以上の方針を軸とする構想を、全国民に、そして支援に立ち上ってくださった全世界の人々に発信するとともに、具体的な政策を国と政府をあげて実施する。

実施上の要領

- 1 6月頃に第1次提言を取りまとめる。
- 2 本会議の下に、諸分野の専門家を擁する検討部会（仮部会長）を設け、御前議長代理が適時調整にあたる。

検討部会名簿

東日本大震災復興構想会議 名簿

議長：五百旗頭 真 防衛大学校長、神戸大学名誉教授
議長代理：安藤 忠雄 建築家、東京大学名誉教授
議長代理：御厨 貴 東京大学教授
委員：赤坂 憲雄 学習院大学教授、福島県立博物館館長
内館 牧子 脚本家
大西 隆 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻教授
河田 恵昭 関西大学社会安全学部長・教授
阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター長
玄侑 宗久 臨済宗福聚寺住職、作家
佐藤 雄平 福島県知事
清家 篤 慶應義塾長
高成田 享 仙台大学教授
遠増 拓也 岩手県知事
中鉢 良治 ソニー株式会社代表執行役副会長
橋本 五郎 読売新聞特別編集委員
村井 嘉浩 宮城県知事

(15名)

(五十音順、敬称略)

特別顧問（名誉議長）：

梅原 猛 哲学者

飯尾 潤 政策研究大学院大学教授
五十嵐 敬喜 法政大学法学部教授
池田 昌弘 東北関東大震災・共同支援ネットワーク事務局長
特定非常利活動法人全国コミュニティライフサポートセンター理事長
今村 文彦 東北大学大学院工学研究科附属災害制御研究センター教授
植田 和弘 京都大学大学院経済学研究科教授
大武 健一郎 大塚ホールディングス株式会社代表取締役
玄田 有史 東京大学社会科学研究所教授
河野 龍太郎 BNPパリバ証券経済調査本部長・チーフエコノミスト
西郷 真理子 都市計画家
佐々木 経世 イーソリューションズ株式会社代表取締役社長
荏林 幹太郎 学習院女子大学教授
白波瀬佐和子 東京大学大学院人文社会系研究科教授
神成 淳司 慶應義塾大学環境情報学部准教授
竹村 真一 京都造形芸術大学教授
團野 久茂 日本労働組合総連合会副事務局長
馬場 治 東京海洋大学海洋科学部教授
広田 純一 岩手大学農学部共生環境課程学系教授
森谷 浩介 株式会社日本政策投資銀行地域振興グループ参事役
森 民夫 長岡市長

(19名)

(五十音順、敬称略)

東日本大震災と阪神・淡路大震災の比較(被災した地方団体の状況)

1 壊滅的な打撃を受けた市町村が多い

- ・「ヒト」: 職員の被災 (ex. 陸前高田市職員数 295人→227人)
- ・「モノ」: 庁舎、情報システム等の壊滅的な被害 (陸前高田市、大槌町、女川町、南三陸町など多数)
- ・「カネ」: 被災者支援・復旧・復興等のための莫大な財政需要
- ・「情報」: 全国に避難した住民を確認して対処
- ・「区域外移転」: 原発事故による区域外への移転(福島県の町村)

2 財政力の弱い市町村が多い

財政力指数		東日本大震災		阪神・淡路大震災	
		被災団体数	構成比	被災団体数	構成比
市町村	全国平均(0.55)未満の市町村 (阪神・淡路大震災時0.41)	105/186	56.5%	5/25	20.0%
	うち岩手県、宮城県、福島県の市町村	91/128	71.1%	—	—

※被災団体数は、災害救助法適用団体数。
※東日本大震災は、平成21年度決算による。阪神・淡路大震災は、平成5年度決算による。

3 標準的な税収に対する地方債の残高が大きい

		東日本大震災		阪神・淡路大震災
		岩手県	宮城県	
地方債残高	①	1,719	9,602	14,720
標準税収	②	218	2,203	6,263
①/②	③	7.9	4.4	2.4

※東日本大震災は、岩手県、宮城県の沿岸部の市町村の合計(平成21年度決算による)。③の全国平均は3.1。
※阪神・淡路大震災は、特定被災地方公共団体の市町村の合計(平成5年度決算による)。

国・地方を通じた復興財源の確保

〈東日本大震災の復興費〉



国・地方を通じた復興財源の確保が必要

		(単位:兆円)	
○ 23年度1次補正予算等関連 (国直轄及び補助事業、地方税の減収対策)	国:地方≒	4 : 1 (4.0)	1 (1.0)
※地方費分については、地方債の発行等により対応			
(参考)			
○ 阪神・淡路補正予算 (⑥2次、⑦1次・2次) (国直轄及び補助事業、地方税の減収対策)	国:地方≒	4 : 1 (3.2)	1 (0.9)
↓			
阪神・淡路震災復興計画(兵庫県) (平成6年度～16年度、単独含む)	国:地方≒	1 : 1 (6.1)	1 (5.6)

(参考)
全国知事会等においては地方財源の確保のため交付税総額の別枠の確保等を要請

(注) 災害対策には、国直轄及び補助事業、地方税の減収対策のほか、まちづくり、コミュニティの維持等、様々な地方単独事業の実施が必要

交付金・基金の事例

【国による単年度の交付金の例】

- ①地域自主戦略交付金：投資に係る各種事業に活用(一括交付金) 5,120億円 (内閣府所管)
- ②地域活性化交付金：地域の活性化ニーズに応じた事業に活用 3,500億円 (内閣府所管)

【国の交付金を受けて自治体において基金を設置し複数年度活用する例】

- ③緊急雇用創出事業臨時特例基金：新たな雇用機会の創出に活用 5年 8,500億円 (厚生労働省所管)
- ④地域医療再生基金：地域医療の再生に活用 5年 4,450億円 (厚生労働省所管)
- ⑤安心こども基金：保育需要への対応や保育の質の向上等に活用 4年 3,727億円 (厚生労働省・文部科学省所管)

※ 対象事業費に全額交付金等を充てることができるもの…②、③、④
 ※ 対象事業費の一部(1/2等)に交付金等を充てることができるもの…①、⑤
 ※ 基金の額は、創設後に上積みされた額を含む累計額

【阪神・淡路、中越復興基金(運用型)】

災害	H7 阪神・淡路	H16 中越
基金の規模	9,000億円(当初分6,000億円)	3,000億円
運用率	4.5%(当初分) 3.0%(追加分)	2.0%
期間	10年(当初分) 9年(追加分)	10年
総事業費	(単年度354億円×10年分) 3,540億円	(単年度60億円×10年分) 600億円
事業の例	・地域のコミュニティ拠点に対する支援 ・こころのケアなど地域福祉の充実強化に関する事業 ・国の制度融資に対する利子補給事業 など	

※ 10年利付国債応募者利回り 1.173% (平成23年6月1日現在)

復興への提言

～ 悲惨のなかの希望 ～

平成23年6月25日
 東日本大震災復興構想会議

復興構想7原則

- 原則1：失われたおびたしい「いのち」への追悼と鎮魂こそ、私たち生き残った者にとって復興の起点である。この観点から、鎮魂の森やモニュメントを含め、大震災の記録を永遠に残し、広く学術関係者により科学的に分析し、その教訓を次世代に伝承し、国内外に発信する。
- 原則2：被災地の広域性・多様性を踏まえつつ、地域・コミュニティ主体の復興を基本とする。国は、復興の全体方針と制度設計によってそれを支える。
- 原則3：被災した東北の再生のため、潜在力を活かし、技術革新を伴う復旧・復興を目指す。この地に、未たるべき時代をリードする経済社会の可能性を追求する。
- 原則4：地域社会の強い絆を守りつつ、災害に強い安全・安心のまち、自然エネルギー活用型地域の建設を進める。
- 原則5：被災地域の復興なくして日本経済の再生はない。日本経済の再生なくして被災地域の真の復興はない。この認識に立ち、大震災からの復興と日本再生の同時進行を目指す。
- 原則6：原発事故の早期収束を求めつつ、原発被災地への支援と復興にはより一層のきめ細やかな配慮をつくす。
- 原則7：今を生きる私たち全てがこの大災害を自らのことと受け止め、国民全体の連帯と分かち合いによって復興を推進するものとする。

I. 前文

II. 本論

第1章 新しい地域のかたち

- (1) 序
- (2) 地域づくり（まちづくり、むらづくり）の考え方
- (3) 地域類型と復興のための施策
- (4) 既存復興関係事業の改良・発展
- (5) 土地利用をめぐる課題
- (6) 復興事業の担い手や合意形成プロセス
- (7) 復興支援の手法

第2章 暮らしと仕事の再生

- (1) 序
- (2) 地域における支えあい学びあう仕組み
- (3) 地域における文化の復興
- (4) 緊急雇用から雇用復興へ
- (5) 地域経済活動の再生
- (6) 地域経済活動を支える基盤の強化
- (7) 「特区」手法の活用と市町村の主体性
- (8) 復興のための財源確保

第3章 原子力災害からの復興に向けて

- (1) 序
- (2) 一刻も早い事態の収束と国の責務
- (3) 被災者や被災自治体への支援
- (4) 放射線量の測定と公開
- (5) 土壌汚染等への対応
- (6) 健康管理
- (7) 復興に向けて

第4章 開かれた復興

- (1) 序
- (2) 経済社会の再生
- (3) 世界に開かれた復興
- (4) 人々のつながりと支えあい
- (5) 災害に強い国づくり

III. 結び

第2章 暮らしと仕事の再生

(7) 「特区」手法の活用と市町村の主体性

地域の特性に応じた産業の集積や新規産業の創出などによる被災地経済の再生のため、市町村の能力を最大限引き出すことが求められる。

今回の復興においては、民間の資金・ノウハウを活用しつつ、きめ細かい支援措置を行うため、地方分権的な規制・権限の特例、手続きの簡素化、経済的支援など、必要な各種の支援措置を具体的に検討し、区域・期間を限定した上で、これらの措置を一元的（ワンストップ）かつ迅速に行える「特区」手法を活用することも有効である。

また、復興の主体である地方公共団体が、自ら策定する復興プランの下、効率性や透明性を確保しながら真に復興に役立つ事業を進めることが求められる。このため、新しい地域づくりなどへの対応とあわせ復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手のよい自由度の高い交付金の仕組みが必要である。また、地域において、これまでの震災時の事例や民間寄付金の活用事例も参考にしながら、国や県の支援を受けつつ、現行制度の隙間を埋めて必要な事業の柔軟な実施を可能とする基金の設立を検討すべきである。

第2章 暮らしとごとの再生

(8) 復興のための財源確保

財源の議論なくして復興は語れないし、復興の姿なくして財源の議論も語れない。未曾有の被害をもたらした今回の震災からの復興を考える時、この考えが基本となる。

今回の大震災では、津波により多くの公共施設が破壊され、負債のみが残された。甚大な被害を被った地方公共団体も多数に上る。こうしたなか、地域においてはそれらの再建が切望され、復興のための多くの資金が必要とされている。一刻も早い復興のため、国民への説明責任と透明性を確保しながら、復興に真に役立つ必要な施策を、被災地の要望に基づき丁寧に積み上げ、すみやかに実施しなければならない。同時に、施策を示すだけでなく、そのための財源についても明確な考えを示すのが責任ある態度である。

わが国の財政を巡る状況は、阪神・淡路大震災当時よりも著しく悪化し、社会保障支出の増加等による巨額の債務も、これからの世代に負の遺産として残されている。さらに、わが国の生産年齢人口は今後10年で1割も減少するなど大幅な減少が見込まれており、次の世代の一人あたりの負担には著しい増加が見込まれている。海外の格付会社も、復興のあり方とわが国の財政健全化の取組に懸念を示している。

こうした状況に鑑みれば、復旧・復興のための財源については、次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し、負担の分かち合いにより確保しなければならない。政府は、復興支援策の具体化にあわせて、既存歳出の見直しなどとともに、国・地方の復興需要が高まる間の臨時増税措置として、基幹税を中心に多角的な検討をすみやかに行い具体的な措置を講ずるべきである。この点は、先行する需要を賄う一時的なつなぎとして「復興債」を発行する場合には、日本国債に対する市場の信認を維持する観点から、特に重要である。

国・地方をめぐる厳しい財政状況が続くなか、今回の災害により被災した地方公共団体は財政力が低い団体が多く、役場機能を含むまち全体が壊滅的な打撃を受けた市町村も多数に上る。今後、これらの地方公共団体において、復興のための事業を本格的に展開していけば、国費による支援が講じられてもなお、地方の負担が生じることが見込まれる。これらの臨時的な需要に対応しうよう、地方の復興財源についても、上記の臨時増税措置などにおいて確実に確保するべきである。そのなかで、被災地以外の地方公共団体の負担にいたずらに影響を及ぼすことがないように、地方交付税の増額などにより確実に財源の手当てを行うべきである。（以下略）